

2. 補助対象・補助対象外について

Q11	調査(調査交換)において、調査の結果 PCB 照明器具が発見されなかった場合は、補助されないのですか。
A1	調査の結果、PCB 使用の照明器具が発見されなかった場合でも、調査費は補助対象となります。
Q2	調査や交換に必要な足場の設置・撤去や高所作業車の費用は補助対象ですか。
A2	補助対象に含まれます。
Q3	LED 照明器具への交換の際、経年劣化した既存の配線や配線器具などの交換は補助対象になりますか。
A3	LED照明器具のみが補助対象です。既存の配線や配線器具などの交換は補助対象外です。
Q4	交換により既存照明器具時の照度を変更したり、照明器具数量の変更をしても対象になりますか。
A4	取り換える照明器具がグリーン購入法などの要件を満たしていれば、特に照度の変更は問いません。 既設の PCB 使用照明器具と同数のLED 照明器具が補助対象です。増設個数は補助対象外です。 ただし、省エネを目的にLED照明で照度アップする分を既設照明器具数より減数する場合は、対象になります。
Q5	既設の照明を交換する際、設置場所の変更は可能でしょうか。
A5	同一建屋内であれば設置場所の変更は可能です。ただし、設置場所の変更に伴う工事費（追加の配線材料費・労務費、既設の穴埋め補修費、変更場所の穴あけ費等）は補助対象外になります。
Q6	安定器を照明器具から取り外す作業は、補助対象経費に含めることができますか。
A6	LED 照明器具に交換するためにPCB 照明器具から安定器を取り外す作業は補助対象です。
Q7	PCB を含んだ照明器具を建物から取り外す作業は、撤去費となり補助対象外となるのですか。
A7	LED 照明器具に交換するために、PCB 照明器具を取り外す作業は補助対象です。 見積書において、取り外す作業と取り付ける作業が別々に労務費として記載され、取り外す労務費を『撤去費』と記載されている見積書の場合、『取り外し労務費』とコメントの追記をお願いします。
Q8	既設灯具の処分費や社内保管場所への運搬費は補助対象経費に含まれますか。
A8	補助対象外です。
Q9	補助対象と補助対象外の工事を同時に実施することは可能ですか。
A9	可能です。見積書の補助対象外の項目に、『補助対象外』と追記してください。一般管理費や現場管理費など対象と対象外が分けられていない場合、金額按分として按分計算書を添付してください。
Q10	新たに設置する照明器具の条件はありますか。
A10	導入する LED 照明器具がグリーン購入法の基準等を満たしていることが必要です。ただし、防爆照明器具はこの限りではありません。 ランプのみをLEDランプに交換したり、既存の照明器具をLEDに改造したりするものは対象外です。
Q11	PCB使用照明器具（安定器）には、微量PCB含有の疑いが否定できないものも含まれますか。
A11	補助対象は高濃度PCB使用照明器具で、その安定器はJESCOに処理委託するものです。 微量PCB含有安定器はJESCOに処理委託することができませんので、補助対象外となります。